

8. 学 生 会 関 係

- (1) 学生会会則
- (2) 学生会専門委員会細則
- (3) 学生会会計細則
- (4) 学生会選挙規程
- (5) 学生会選挙管理委員会細則
- (6) 学生会組織図

(1) 学生会会則

第1章 総則

第1条 本会は宇部工業高等専門学校学生会と称す。

第2条 本会は学則及び学生準則にのっとり、教員の指導の下に学生の総意と責任と敬愛に基づき、自治的な活動を通じて相互の親和、民主的社会人としての心身の修養に努め、もって学生生活の向上を図ることを目的とする。

第3条 本会の会員は宇部工業高等専門学校学生全員（専攻科生を除く。）をもって構成し、本校教員を指導教員とする。

第2章 機関

第4条 本会の目的を達成するために次の機関を置く。

- (1) 学生総会
- (2) 代議員会
- (3) 執行委員会
- (4) 監査委員会
- (5) 選挙管理委員会

第5条 各機関の会議はその構成員の5分の3以上の出席をもって成立し、議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

第1節 学生総会

第6条 学生総会は本会の最高議決機関である。

第7条 定期総会は年1回5月末までに開く。

第8条 臨時総会は次の場合にこれを開くことができる。

- (1) 代議員会の3分の1以上がこれを必要と認めたとき。
- (2) 執行委員会がこれを要請したとき。
- (3) 全会員の3分の1以上がこれを必要と認めたとき。

第9条 総会の召集及び議題の告示は5日前までに行わなければならない。

第10条 総会の議題は原則として代議員及び執行委員会により提出されるが、全会員の5分の1以上の賛成ある場合の案件は、これに準ずることができる。

第11条 総会において全会員の3分の2以上の支持ある場合は、代議員会あるいは執行委員会の解散を要求することができる。

第12条 総会には議長、副議長及び書記を置く。

2 総会の議長、副議長及び書記は原則として代議員会議長、副議長及び書記が就任する。

第2節 代議員会

第13条 代議員会は学生総会の代行議決機関である。

第14条 代議員会は原則として毎月1回定期に開く。ただし、次の場合には臨時に開くことができる。

- (1) 代議員の3分の1以上が必要と認めたとき。

(2) 執行委員会の要請があったとき。

第15条 代議員会は各科各学年学級において選出された代議員をもって組織する。

2 代議員の任期は1か年とし毎年4月改選する。

第16条 代議員会に議長、副議長及び書記を置く。

第3節 執行委員会

第17条 執行委員会は本会の最高執行機関である。

第18条 執行委員会に専門委員会として、総務委員会、文化委員会、体育委員会及び高専祭実行委員会を置く。

各委員の細則は別に定める。

第19条 執行委員会は原則として毎月1回定期に開く。ただし、次の場合には臨時に開くことができる。

(1) 全委員の3分の1以上が必要と認めたとき。

(2) 委員長が必要と認めたとき。

第20条 執行委員会は、執行委員長1名、副執行委員長1名、総務委員長1名及び各担当部長、文化委員長1名及び副文化委員長1名、体育委員長1名及び副体育委員長1名、高専祭実行委員長1名及び副高専祭実行委員長1名をもって組織する。

2 執行委員会の構成委員は併任を禁ずる。

3 執行委員会に指導教員を置く。

第21条 執行委員長及び副執行委員長は立候補により選挙で選出する。

執行委員長は総務委員長及び各担当部長、文化委員長及び副文化委員長、体育委員長及び副体育委員長、高専祭実行委員長及び副高専祭実行委員長を選出し、総会の承認を得る。

第22条 選挙に関する細則は別に定める。

第4節 監査委員会

第23条 監査委員会は本会の監査機関である。

第24条 監査委員会は3、4、5年生の各学級から選出された委員をもって組織する。委員の任期は1か年とし、毎年4月改選する。ただし、3、4年生の任期は翌年度4月までとする。

2 本会の会員50名以上の連署又は代議員会の要請により事業及び会計の監査を要求するときは、速やかに監査委員会は監査し、その結果を公表しなければならない。

3 監査委員は事業及び会計を監査し、翌年度の定期総会において報告する義務を有する。

第5節 役員

第25条 本会には次の役員を置く。

(1) 議長、副議長及び書記長各1名

(2) 代議員若干名

(3) 執行委員長、副執行委員長各1名

(4) 総務、文化、体育、高専祭実行各委員若干名

(5) 監査委員若干名

(6) 選挙管理委員若干名

第26条 役員の責務は次のとおりである。

- (1) 議長は総会を招集する。
- (2) 議長は代議員会を招集し統括する。
- (3) 副議長は議長を補佐し議長事故あるときは代行する。
- (4) 書記は代議員及び総会の議事を記録し、保存する。
- (5) 代議員は議事を審議決定する。
- (6) 執行委員長は本会を代表し、本会の活動の中心となる。
- (7) 執行委員長は執行委員会を招集し統括する。
- (8) 副執行委員長は執行委員会を補佐し、委員長事故あるときは代行する。
- (9) 総務、文化、体育、高専祭実行各委員の任務は別に定める。
- (10) 監査委員は会計を監査する。
- (11) 選挙管理委員は、選挙に関し、必要な事項を行う。

第6節 会計

第27条 本会の経費は会費、寄付金その他をもってこれに充てる。

第28条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第29条 会費は1か年6,000円とし、毎年4月に納付するものとする。

第30条 本会の予算、決算は、執行委員会の議を経て学生総会の承認を必要とする。

第31条 会計細則は別に定める。

第32条 本会の決議事項は、校長の承認を経た後に執行され、また年度末には事業報告書及び収支決算書を校長に提出するものとする。

第33条 予算の出納は学生課に委任する。

第34条 本会の会則は、学生総会において3分の2以上の賛成によって変更することができる。

第35条 この会則は、昭和38年4月1日からその効力を発する。

附 則

この会則は、昭和39年3月5日から実施する。

(省略)

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

(2) 学生会専門委員会細則

第1条 この細則は、宇部工業高等専門学校学生会会則による専門委員会細則である。

第2条 総務委員会、文化委員会、体育委員会、高専祭実行委員会に次の部及び同好会を置く。

総務委員会	庶務部、会計部、企画部、広報部、社会貢献部
文化委員会	写真部、吹奏楽部、文芸部、英会話部、美術部、コンピュータ部、オーディオ部、囲碁・将棋部、華道・茶道部、ロボット研究部、ETロボコン同好会
体育委員会	陸上競技部、硬式野球部、水泳部、バスケットボール部、バレーボール部、ハンドボール部、サッカー部、ラグビー部、ソフトテニス部、卓球部、柔道部、剣道部、空手道部、弓道部、ワンダーフォーゲル部、バドミントン部、少林寺拳法部、硬式テニス部、ストリートダンス部

高専祭実行委員会

第3条 各専門委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 総務委員会 委員長、庶務部長（委員長が兼務）、会計部長、企画部長、広報部長、社会貢献部長各1名及び委員長が要求する若干名の委員
- (2) 文化委員会 委員長、副委員長各1名及び委員長が要求する若干名の委員
- (3) 体育委員会 委員長、副委員長各1名及び委員長が要求する若干名の委員
- (4) 高専祭実行委員会 委員長、副委員長各1名及び委員長が要求する若干名の委員

2 前項各号の委員は執行委員長の委嘱により決定する。

3 第1項各号の委員の任期は1か年とし、4月1日から3月31日までとする。

第4条 総務委員会各部の任務は次のとおりとする。

- (1) 庶務部は、学生総会、代議員会及び執行委員会等の記録、その他、総務に関する必要事項を行う。
- (2) 会計部の任務は別に定める。
- (3) 企画部は、クラスマッチ等の行事を企画・運営する。
- (4) 広報部は、効果的であると思われる時期に、新聞等を発行する。
- (5) 社会貢献部は、地域におけるボランティア活動を企画・実施する。

第5条 文化委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 各文化部（クラブ、同好会）間の連絡調整
- (2) 中国地区文化連盟との連絡調整
- (3) その他、文化活動に関する必要事項

第6条 体育委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 各運動部（クラブ、同好会）間の連絡調整
- (2) 活動時間・場所の割り当て
- (3) その他、体育活動に関する必要事項

第7条 高専祭実行委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 高専祭の企画、運営及び関係資料の保管

(2) その他、高専祭に関する必要事項

第8条 文化委員会、体育委員会の各部及び各同好会に指導教員並びに部員の互選による部長、副部長及び会計係各1名を置く。部長はその部を代表し部活動の中心となる。副部長は、部長を補佐する。会計係は部費の出納及び部に属する財産の管理をする。任期はそれぞれ1か年とする。

第9条 部・同好会の新設及び廃止は執行委員会の要請に基づき、学生総会において審議決定する。執行委員会は学生総会の決定事項を学生主事を経て、校長に提出し、許可を受ける。

附 則

この細則は、昭和52年11月17日から実施する。

(省略)

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年5月20日から施行し、この細則による改正後の学生会専門委員会の規定は、平成26年4月4日から適用する。

(3) 学生会会計細則

第1条 この細則は宇部工業高等専門学校学生会会則による会計細則である。

第2条 各部（クラブ、同好会）及び諸機関の予算請求は、毎会計年度に総務委員会会計部の審議を経て執行委員会に提出される。執行委員会はこれを検討し予算を編成し、定期学生総会の承認を受けるものとする。

2 各部（クラブ、同好会）の部長は毎会計年度の終りに、その年度の会計収支明細書を活動実績報告書とともに会計部長に提出しなければならない。

第3条 総務委員会会計部は収入及び収支を管理し、会計簿に記入する。

第4条 各部の経費支出は定められた請求書に必要事項を記入の上指導教員の認印を得て総務委員会会計部に提出請求する。

第5条 各部及び総務委員会会計部に物品管理簿を備え、監査に応ずるものとする。

第6条 総務委員会会計部は、毎会計年度末に1年間の総決算を行い、会計監査を受けた後、翌年度の定期学生総会に報告するものとする。

附 則

この細則は、昭和39年3月5日から施行する。

(省略)

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(4) 学生会選挙規程

第1章 総則

第1条 本規程は学生会会則第22条に基づいて定められたものである。

第2条 正、副執行委員長の選挙及び他の執行委員の選出は1月末までとし、任期は4月から翌年3月までの1か年とする。ただし、1月から3月の間は新執行委員会の準備期間とする。

第3条 選挙日程は代議員会で決定する。ただし、選挙日の告示と選挙日との間には、原則として3週間の余裕がなければならない。

第2章 選挙管理委員会

第4条 選挙管理委員会は、各クラスから1名ずつ選出された委員によって構成される。

第5条 委員長は各委員の互選により決定する。

第6条 委員の任期は1か年とし、毎年4月に組織し翌年4月に改選する。

第7条 選挙管理委員会に関する細則は別に定める。

第3章 立候補

第8条 選挙で選出される学生会役員は、執行委員長1名、副執行委員長1名とする。

第9条 前条の役員に立候補しようとする者は、選挙日の10日以前にいずれか1の役を指定して3名以上の推薦者の署名捺印した所定の推薦者名簿を付して選挙管理委員長に届け出なければならない。

第10条 選挙日10日前までに立候補者のいない場合は代議員会が推薦した者に対して選挙を行う。

第4章 選挙

第11条 選挙管理委員長は選挙日の3週間前に選挙すべき役員名、選挙日時、投票日時、その他必要事項を告示しなければならない。

第12条 立候補届け出と同時に選挙活動を行い得る。選挙活動は良識に従って行わなければならない。若し選挙管理委員会細則に違反する行為のあった場合、選挙管理委員長はその立候補の資格を取り消すことができる。

第13条 選挙は全会員の80%以上の投票がなければ効力を発しない。

第14条 選挙管理委員は選挙の立会人となる。

第15条 開票は選挙管理委員会が行い、開票に関する立会人は各立候補責任者1名になる。

第16条 不在投票及び委任投票は認めない。

第17条 次に掲げる投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙以外の用紙を用いた場合
- (2) 1の役に記入すべき人数より多く記入した場合
- (3) 立候補者以外の氏名を記入した場合
- (4) 確認し難い氏名を記入した場合

- (5) 記入必要事項以外のことを記入した場合
- (6) その他の場合は、選挙管理委員会において決定する。

第18条 有効投票数の過半数を得た者を当選者とする。

- 2 前項の選挙の結果、有効投票数の過半数を得た者がいないときは、上位得票者2名を取り、末位に得票同数者があるときは、これを加えて投票を行い、得票多数の者を当選者とする。
- 3 前項の投票の結果、得票同数のときは、執行委員会において当選者を決定するものとする。

第19条 再選挙は原則として3日以内に行うものとする。

第20条 信任投票の場合は、有効投票数の過半数の得票をもって信任されたものとする。

第21条 開票は投票当日行い、結果確定後、直ちに選挙管理委員長は全立候補者の得票数を公表しなければならない。

第22条 執行委員長は就任後1週間以内に総務委員長及び各担当部長、文化委員長及び副文化委員長、体育委員長及び副体育委員長、高専祭実行委員長及び副高専祭実行委員長を選出し、学生総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和39年3月5日から施行する。

(省略)

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(5) 学生会選挙管理委員会細則

第1条 この細則は、宇部工業高等専門学校学生会選挙規程第7条選挙管理委員会に基づく細則である。

第2条 ポスターはA3判7枚以内とし、選挙管理委員会の検印を必要とする。

第3条 チラシは選挙管理委員会の検印を必要とし、学生総数を超えてはならない。

第4条 立会演説会は選挙管理委員会が主催する。

第5条 寮内での一般寮生に対する選挙活動は午後9時までとする。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(6) 学生会組織図

